



## 葉たばこの収納

ふくよかな香りがいっぱい

葉たばこの収納作業が11月18日～12月6日の間、下麻生島の「日本専売公社葉たばこ取扱所」で行われています。

丹精こめて作られた葉たばこが続々と各農家から運び込まれ、所内は

ふくよかな香りでいっぱいです。

ことしの作柄は良好で、大野市内では132戸の農家が第二黄色種とパーレー種を栽培し、作付面積は両種合わせて47.8ヘクタール約14万<sup>キログラム</sup>の収穫が見込まれています。

買入れ検査はベルトコンベヤーで運ばれる葉たばこの山を検査官が手際よく等級を決め、重さを量ります。

検査を終えた葉たばこは、すぐに荷造りされて鳥取県米子市の原料工場へ運ばれていきます。



給水車が出勤（二軒新田で）

## みんなの力で「地下水」を守ろう

10月以来、市街地の各地において井戸枯れが起きています。

降雪前からこのような状態になったのは、秋・冬の地下水の水位下降の時期に入ったのに加え、数十年来の天候異変で8～10月の雨量が著しく少なかったことが主な原因です。

市では、この緊急事態に対処する

ため「水枯対策推進本部」を設けるとともに、11月9日の臨時市議会において「地下水保全条例」の制定、さらに市街地で最も渇水の著しい南部地域に水道設置を前提とした応急給水対策、また深井戸を設置している市内各所の工場、事業所、公共施設のご協力を得て緊急給水せんの設置を実施して、生活水の確保を図ることにしました。

現在これらの工事を急ピッチで進めています。ただ井戸枯れの障害を除くことは困難であり、降雪期にはさらに不便を忍んでいただかなければならないと思います。

### 今月の納税

固定資産税 第3期分

国民年金保険料 第3期分

25日までに納めて下さい。

冬期の井戸枯れ、特にことしの事態は残念ながら全市民の協力がなければ、行政当局の力だけで対処し得るものではありません。

このたび市民多数の要請に基づき、市議会の協賛を得て制定しました「地下水保全条例」の主旨を心として、市民1人1人が力を合わせ、私たちの命の糧である地下水を守り、生活水の確保のために大きな協力をお願いします。

地下水の大口利用者である工場、事業場においては、循環装置の設置による再利用施設により水の使用を節約していただくとともに、家庭の融雪装置については、一時に多量の水を消費するため、地下水位の減少に甚大な影響を及ぼしますので、真にやむを得ない特別の事情のある場合の外、使用を自粛していただくよう、お願いします。

地下水問題解決は市政の最重要課題でありますので、かん養対策および合理的利用対策に努力するとともに、大野市民の将来の生活に備えた基本的な対策としては、上水道建設より他に方法はありません。

水道法にもうたわれているとおり、市の責務としてこの建設を進めなければなりませんのでみなさんの深い理解を賜り、その推進にご協力下さるよう切にお願いします。

# 地下水 ピンチ

## 水枯対策推進本部が発足

### 各課の機能フルに生かす

地下水位の低下は11月に入っても続き、16日にはついに春日公園の観測井は6.18mに達しました。

これは昨冬 829戸の井戸枯れが出た2月24日の最低水位5.99mをはるかに超えるものです。

市ではさっそく田島助役を本部長とする「水枯対策推進本部」を発足させ、庶務、企画財政、保険衛生、生活環境などの関係課長を推進班長として、その機能をフルに生かし、地下水の総合的な保全対策に当たっています。

本部が発足した11日には、孤立して井戸枯れしている篠座(二軒新田)の安川守さん、安川与三右エ門さん宅に給水車を出勤させ、さらに昨冬2月、春日3丁目で起きた重油流出事故の教訓を生かして、消防署が地下水汚染防止のため、市街地数十カ所の重油、灯油タンクの点検を行いました。

### 深刻化すれば夜間待機

今後一層地下水が低下し、深刻な状態になりますと、市民から市役所へ苦情や要請が予想されますので、夜間でも課長クラスの責任者が本部の窓口で詰めて、適切な措置がとれる体制になっています。

市が井戸枯れ状態を適確につかむことは、地下水対策に欠くことの出来ない条件ですから、万一井戸枯れましたら、すぐに市役所生活環境課(6-1111内線224)へお知らせ願います。

# 「防衛」はこれ

緊急対策



市街地南部

## 深井戸掘り、臨時給水所つくる

### 来年12月までに水道建設

井戸枯れのひどい市街地南部の緊急対策の第1として、水道への移行を前提とした「緊急用給水」の深井戸(約70㍍)を、4,400万円かけて競馬場跡(上篠座)母子寮跡(上篠座)有終南小学校建設予定地(春日2丁目)春日3丁目花壇の4カ所に掘っています。

これらの井戸から、水道管を延べ1,100㍍仮設し、数十個のじゃ口をつけて近くの井戸枯れ家庭の生活用水を確保します。

この南部地域は井戸枯れが最も深刻なので、来年度は新しく掘削した4本の井戸を水源にして水道をつくります。

対象は春日2・3丁目、篠座町、上篠座、春日野、西里、下舌、右近次郎区で、本年度中に水道の事業認可を受け、来年12月までに完成させ

る計画です。

事業費は現在の積算で約11億円、一般家庭1戸当たりの加入金は15～18万円で、使用料は基本料金1カ月10㍍で約2,000円の見込です。

34工場、事業所が協力

各所にじゃ口  
取り付け工事

緊急対策の第2は「臨時の給水じゃ口の設置」で、水枯れの心配がない深井戸をもっている工場、事業所公共施設など34カ所(11月20日現在)

## 11月臨時市議会

### 地下水保全条例を可決

第168回大野市議会が11月9日開かれ、かねて懸案になっていました「地下水保全条例案」「一般会計補正予算案」など6議案を審議し、原案どおり可決承認しました。

### 池田教育委員、永田公平委員を再任

一般会計では、市街地南部に広がっている井戸枯れの緊急対策として、総額6,218万円を追加、さらに任期満了に伴う教育委員会委員の任命と公平委員会委員の選任が行われ、教育委員会委員には池田伍一氏(65歳、錦町)公平委員会委員には永田敏夫氏(64歳、横枕)がそれぞれ再任されました。

### 臨時給水所の深井戸掘り工事 (母子寮跡)

お願いし、だれでも気軽にもらい水が出来るよう、約100万円をかけ

て新たなじゃ口の取り付け工事を行っており、12月中旬までには全部の工事を終わる予定です。

臨時給水のじゃ口取り付けをお願いしたのは、次の所です。

〈上篠座〉聖和園、和光園、希望園  
〈千歳〉大野織産千歳工場、〈春日野〉日の出善隣館(下舌)市農協小山支所を水源に下舌住宅前、〈篠座町〉稲山織物篠座工場、大野織産篠座工場、〈春日3丁目〉マックス春日工場、松田製めん所、日置勝氏宅春日郵便局、川竹次郎氏等の共同井戸を水源に佐々木俊夫氏宅前と玄覚慎吉氏宅横、真名川ダム工事事務所  
〈春日2丁目〉稲山織物工場、松田繊維、島田機業場、長命湯、〈春日1丁目〉春日保育園、〈高砂町〉市農協小山支所、三和織物、〈弥生町〉三浦織物、北陸電力大野営業所、〈幸町〉川崎泰彦氏宅、〈日吉町〉日吉児童館、越前信用金庫、〈明倫町〉福井銀行大野支店、〈大和町〉大東染工(月美町)宇野機業場、〈美川町〉福井鉄工、〈有明町〉大野市森林組合、市民会館、〈中保〉神栄生糸、奥越合織、〈天神町〉市役所

## 野面積み工法を守り

### 越前大野城石がきを補修

越前大野城の石がきの積み直し工事が10月から進められています。

補修箇所は天守閣の下、西側約17㍍、高さ 6.3㍍で、この部分は築城当時のままのため、傷みがひどくなっています。

石は1つ1つ番号をつけてクレーン車でつり上げて外された後、基礎部分からていねいに積み上げられています。工費は 600万円。越前大野

城の石がき補修は昭和46年から年次計画で進められており、ことしの分が出来上がると全体の約80%が修復されたこととなります。

この石がきは金森長近が、天正4年(1576)に自然石を集めてそのまま積み上げた野面(のづら)積みの工法で、学術的にも価値が高く、昭和32年7月、亀山全体が県の史跡に指定されています。



補修が進む天守閣西側の石がき

## 市民の総意でできた 「地下水保全条例」

### 水の再利用、融雪を制限

「地下水保全条例」が12月1日から施行になりました。この条例は地下水を守るための「市民みんなの申し合わせ」です。

昨年来、多くの方々から「地下水を守るための明確な条例を」との要望により準備を進めてきたのですが市民みんなが心をひとつにして守っていただける条例でなければ、ただの「お題目」にすぎなくなります。

そのため、7月から各方面で「市民大多数の気持を反映しているか、どうか」「内容に不備はないか、また無理な点はないか」などの検討がなされ、「これだけのことはぜひ必要」という最少限のポイントが内容になっています。

条例の主な条項は次のとおりですから、いま一度目を通していただき最大の効果が上がるよう、ご協力願います。

#### 地下水保全条例の主な条項

##### (目的)

第1条 この条例は冬期において地下水の水位が著しく低下し、市民生

活に支障をきたしていることにかんがみ、これを防止し地下水を保全するため必要な事項を定め、もって市民の生活用水を確保することを目的とする。



##### (市の責務)

第3条 市は第1条の目的を達成するため、次の施策を行うものとする。

- (1) 地下水の保全に関し必要な調査及び地下水の状況その他必要な事項の広報
- (2) 地下水のかん養及び代替水源対策の推進
- (3) 地下水の合理的な利用のための施設の設置、改善に係る技術的な助言及びこれに要する資金のあっせん並びに援助

##### (地下水採取者の責任)

第4条 地下水採取者は、地下水の循環再利用施設又は代替水源施設の設置等により、地下水の節水に努め

るものとする。

〔地下水採取者とは、大野市都市計画区域において揚水施設(パイプの口径が50㍉以上)を用いて地下水を採取する者〕

##### (市民の責務)

第5条 市民は地下水の節水に努めるとともに、地下水保全対策に協力するものとする。

##### (地下水採取の届出)

第6条 抑制地域において揚水施設を用いて地下水を採取しようとする者は、施設工事に着手する30日前までに規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 揚水施設の位置及び構造
- (3) 揚水機の性能及び1日の揚水量
- (4) 採取する地下水の用途

〔抑制地域とは、都市計画区域〕

##### (既採取者の届出)

第7条 この条例施行の際、既に地下水を採取している者は、この条例施行の日から起算して60日以内に前条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

##### (変更等の届出)

第8条 前2条の届出をした者は、当該届出に係る揚水施設の位置及び構造又は内容を変更しようとするときは、変更の工事に着手する30日

# 市街地の河川 汚染がひどい

## 水質調査結果



汚れがひどくなった善導寺川（錦町）

10月に行った市内の河川水質調査の結果がまとまりましたのでご紹介しましょう。

ことしは9河川、16採水点で水素イオン濃度（PH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）の4項目について調べました。

その結果九頭竜川、真名川、赤根川、清滝川の主要4

河川は4項目とも環境基準に適合していますが、市街地中心部を流れる善導寺川や中野下水路では汚れがひどく、特に善導寺川の錦町採水点ではBODが基準の12倍を超える24.7ppmになっています。BODは10ppm以上になると川の自浄作用を失いメタンガスや悪臭が発生します。

主要河川が年とともに良い状態になっているのは、採（砕）石工場や生コン工場などの公害防止対策が進んだ結果であり、その反面、市街地の河川、下水路の汚れがひどくなったのは工場や事業所、家庭廃水が多く流出していることに主な原因があると推定されます。

前までに変更に係る事項を市長に届け出なければならない。

2 第6条及び第7条の地下水採取者が揚水施設の廃止をしたときは速やかにその旨を市長に届け出な



ればならない。

### （水量測定器の設置等）

第9条 地下水採取者は規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、毎月の採取量を市長に報告しなければならない。

第10条 この条例施行の際、既採取者となっている者は、この条例施行の日から1年以内に水量測定器を設置し、毎月の採取量を市長に報告しなければならない。

### （改善勧告等）

第11条 市長は第1条の目的を達成するため、地下水採取者に対し次の措置を要請することができる。

- (1) 揚水施設の改善
- (2) 地下水再利用施設の設置又は改善
- (3) その他必要な事項

2 市長は前項の要請に応じない地下水採取者に対し、期限を定めて

その措置を行うよう勧告することができる。

3 市長は前2項の規定により、地下水採取者が講じた措置について報告を求めることができる。

### （公表）

第12条 市長は次の各号の一に該当する者があるときは、その氏名等を公表することができる。

- (1) 第6条、第7条及び第8条第1項の規定による届け出をしないとき

- (2) 第9条及び第10条の規定による水量測定器を設置しないとき

- (3) 第11条第2項の勧告に応じないとき

### （融雪装置の使用の制限）

第13条 抑制地域においては道路法第3条に定める道路及びこれに準ずる公益上必要な通路、広場、その他特別の事由により真にやむを得ないものを除き、当分の間融雪のため地下水を使用してはならない。

## 水道のはなし

### ⑨配水 その1

浄化された水を都市の公道下に設けられた配水管を通して送ることを配水といいます。

水の使用料は一定でなく、時間的変化が激しいものです。

一方、浄水場では一定量の水を定常的に浄水するので、使用量の少ないときの余剰水を蓄えて朝夕の使用量の多いときや火災に補給します。

このため、一般に配水の起点に配水池を設けます。

配水池は汚染されないように完全に密閉された鉄筋コンクリートの池で、容量は8～12時間分が蓄えられ市街地の近くに高地があるときは標高差30～50分の所に設け、水はそこから自然流下させます。



高地がなければ配水池からポンプで圧送するか、配水塔を設けて自然流下させる方法がとられています。

ポンプで圧送する場合は、断水に備えて自家用の発電機をもつのが普通であり、大都市の水道では、ほとんどがこのポンプ圧送の方法によって行われています。

## 市民の声、の調査まとまる

# 公害や地下水に大きな関心

### 市民憲章制定へ 結果を盛り込み

大野市の市民憲章づくりを進めている大野市民憲章制定委員会は10月市民憲章に盛り込むための市民の声を調査しました。

調査は無作為抽出で1,000人の市民を対象に、憲章の内容にすべきだと思われる事柄を1人に3～5項目選んでもらい、714部(回収率71.4%)を回収しまし

た。その結果の主なものは、次のとおりです。

#### 〈自然、環境に関するもの〉

公害のない町 341、地下水が飲める町 329、緑の豊かな町 308、地下水を守る 276、恵まれた自然を育てる 246、下水道の整った町 224、空気のきれいな町 214、上水道の整った町 197、花のきれいな町 148

#### 〈教育文化に関するもの〉

郷土に誇りをもつ 289、青少年の夢を育てる 163、郷土の伝統を生かす 156、文化財を守る町 147、伝統を生かす町 142、若い力を育てる 134

〈産業、経済に関するもの〉  
道路が整った町 246、地域産業を育てる町 224、働くことに喜びをもつ

212、郷土の産業の発展に力を合わせる 191、元気で働く 141、まじめに働く 106

#### 〈健康、福祉に関するもの〉

家庭を大切に 303、交通ルールを守る 255、健康な市民 233、老人をいたわる 211、スポーツ施設の整った町 162、スポーツを愛する 123

〈自治、政治に関するもの〉  
責任を果たす 235、時間を守る 222  
礼儀を守る 192、話し合いが出来る町 187、旅人に親切な町 168、明る



調査結果を検討する市民憲章制定委員会起草部員

い選挙を行う 168、譲り合う 155、あいさつする 141、他人の私事をとやかくいわない 140、人権を守る 129、言いたいことの言える町 90

この内容をみますと、市民の多くは「公害」「地下水」「豊かな緑」「郷土スマイル」

#### プレゼント

ぜいたくは言いません  
水でいいです — 濁水区  
サンタクロース殿

の誇り」「産業」「家庭」「交通安全」などに関心の高いことがわかります。

同委員会では5月に発足以来起草部、調査部、広報部の3部を設け、市民による市民の市民憲章づくりを積極的に進めており、現在起草部会でこの調査を基に憲章の文章づくりの作業が進められています。

同委員会の坂本文雄会長は「起草部会では早く憲章の試案を作り、今月中に制定委員会全体でよく検討します。その案を来年1月には一般市民や制定委員会に参加している多くの団体の中で検討願ひ、3月には市民の盛り上がる情熱で市民憲章を制定する計画です。〃4万3,000市民の願ひ、が憲章の心になるよう、市民みんなが憲章づくりに参加してほしい」と話しています。



### ⑤伝説の多い神様

#### 「大神宮さん」

中野町にある「大神宮さん」について土地の人たちは、多くの伝説を伝えています。

織田、豊臣時代からの伝説で、縁起の古いものです。

そのころある殿様がこの大門先で落馬

したので、怒ってご神体を土中に埋めてしまい、後から村人たちが



どんなに苦心して捜しても、このご神体を掘り出すことが出来ませんでした。

神域中のどこにご神体があることか、結局わからないという言い伝えを今も固く信じ、その神域内では不浄の行為は決してしないよう守り続けています。

毎年七月の土用五郎の日には、神主を招いて祭事を行っています。

なお、歯痛の神様として民間に信仰され、時々いり豆が供えられています。

# 早朝除雪で交通確保

## 雪害対策



積雪15cmで出動するグレーダー

## 路上駐車は作業の妨げ

市雪害対策協議会が11月28日市役所で開かれ、除雪、交通、労務、清掃、地下水などの総合的な雪害対策を決めました。

道路除雪には、大野土木事務所と大野市土木課が当たり、国・県・市道とも積雪が15cmに達したら行きます。順位は交通量や路線の性格などに

より、第1・2・3次路線に区分し、第1次路線から計画的に除雪します。

作業は午前4時から開始し、通勤通学時には交通に支障がないように努力しますが、除雪の一番妨げになるのは路上駐車です。夜間(午後10時～翌日午前8時)の路上駐車は絶対しないようご協力下さい。

交通対策では、大野警察署が主要道路を中心に一方通行、駐車禁止、う回通行などの規制をし、チェーン装置不備の車や路上駐車を取り締まりを強化します。

労務対策では、大野公共職業安定所が除雪労務員をあっせんします。

希望される方は2日前に電話(6-2408)で申し込んで下さい。

賃金(弁当、用具持参)は甲7,000円、乙5,500円(軽作業)平均して昨年の7.7%アップと決まり、この金額がことしの屋根雪下ろし作業員協定賃金です。各家庭で依頼される場合もお守り下さい。

清掃対策では、市街地のごみ収集が可燃物、不燃物とも1月5日から3月31日まで週1回になり、収集曜日は昨年のおりです。さらに降雪や積雪が特に多くごみ収集車の通行が困難な場合は、ごみのステーション持出しを中止してもらいます。その都度、オルゴールカスピーカでお知らせし、収集車まで持出していただくこととなりますので、ご協力願います。

## 駅東第二土地区画区域

### 新町名になりました

### 早くも350戸のニュータウン

新しい町づくりが進んでいる駅東第二土地区画整理事業区域は、11月16日から「中挾町」「清和町」「美里町」「吉野町」「月美町」「有明町」の新町名になりました。

この町名の変更は、6月市議会で議決され、法手続きによって11月15日の福井県の告示で正式決定されました。

市役所では、この区域に住んでおられる方々の戸籍簿、住民基本台帳印鑑登録、国民健康保険被保険者証などを新しい町名や地番に変更します。勤務先や学校(小中学校は除く)への届出、各種営業許可書、免許証などの住所変更届けは、お手数ですが各人で行うようお願いします。

これらの届出に証明書が必要な場合は、市役所市民課で発行しますか

ら印鑑を持っておいで下さい。

町名の変更に伴って「行政区」も当然変わりますが、事務処理の関係で新しい行政区は昭和53年1月1日から実施になります。

この事業は市内で初めての組合施行として駅東第二土地区画整理組合(田中新一郎理事長)により昭和49年から総事業費約7億円で進められており、ことしてほとんどが完了します。

面積は34.7haで、の中には有終東小学校をはじめ児童公園4カ所の敷地を確保し、将来は大野市農協のセンターの建設も計画されています。縦横に伸びる道路はほとんど舗装が終わり現在は約350戸の住宅が建つニュータウンになりました。



### 年末年始の交通安全運動

## 飲酒、無謀運転を追放しよう

年末年始の交通安全運動が12月12日～53年1月11日の1カ月間繰り広げられます。

この期間は年末の気ぜわしさ、飲酒の機会が多いこと、降雪などで交通の環境が悪くなります。

「事故を呼ぶ酒は飲まない、飲ませない」を肝に銘じて①飲酒運転の絶滅②歩行者（特に子供と老人）および自転車利用者の事故防止③夜間の交通事故防止と無謀運転の追放に努めましょう。

大野警察署管内の11月27日現在の人身事故は133件、死者6人、傷者173人で昨年より増加の傾向にありとりわけ死亡事故は全部が8月以降に起こっています。

さらに子供の事故、自転車事故も目立ち、飲酒運転の検挙数では180人に達し、実に昨年同期の3.5倍にもなっています。

この運動期間を契機に歩行者も運転者もいま一度心を引き締めて、事故のない年末年始を送りましょう。

### 市民年賀会

昭和53年市民年賀会が1月1日午前10時から市役所で行われます。参加ご希望の方は会費500円を添えて12月17日（土）までに、市役所庶務課または近くの公民館へ申し込んで下さい。

### 青少年とともにすむ 年末年始の市民運動

## 心掛けたい規律と節度

「青少年とともにすむ年末年始の市民運動」が12月15日～翌年1月15日行われます。

この期間はクリスマスや正月、冬休みがあり、子供たちの心が緩みがちです。

- ①規律と節度ある生活に心掛ける
- ②明るく楽しい家庭づくりに努める
- ③非行や事故をなくし、よい環境づくりを進める④グループ活動に参加し、仲間の輪を広げる——を目標にして、市民みんなで青少年を健やかに育てましょう。

### ◆年賀状は22日までに

年賀状は市内、県内、県外別に束ねて、12月22日までに出示して下さい。また、年末は郵便物がこみまでするので、小包は遅くとも15日までに出示して下さい。



### ◆下旬に工業統計調査

工業統計調査が12月31日現在で全国一斉に行われます。

調査員が12月下旬に各製造業の事業所を訪問しますので、ご協力下さい。

### ◆新成人健康診断

来年1月成人式を迎えられる昭和32年4月2日～33年4月1日生まれの方の健康診断を次のとおり行います。都合のよい日をお選び下さい。  
＜日 時＞12月7日（水）、21日（水）午前9～11時、13日（火）20日（火）午後1～2時30分

＜会 場＞大野保健所

＜診断内容＞身長、体重、胸囲、座高、視力、血圧、検尿、血液検査、梅反、レントゲン、聴打診



### ◆人権相談にどうぞ

12月4～10日は人権週間です。この機会に相談所が次のとおり開かれますので、人権について問題のある方はご利用下さい。

- 12月2日（金） 富田公民館
  - 6日（火） 小山公民館
  - 12日（月） 上庄公民館
  - 14日（水） 大野公民館
- 時間は2～12日は午前10時～午後3時、14日は午後1～4時

最大の課題である。  
(M生)

千ばつによる稲作の危機、川や海での水死事故、豪雨がもたらす大水害が主なものであった。が、近年は年間を通して水の問題が大きく報じられている▼家庭用水を専ら地下水に依存している当市では、特に晩秋から冬にかけての渇水期には年ごとに節水が強く叫ばれ、本年は早くも赤信号のつけっ放しついに「地下水保全条例」の制定にまで立ち至った▼昭和七年に東京市が水道十万栓（せん）計画を立てたが、市民は容易に受け入れなかった。工事費の大幅な分納制を認めたり、我らの水という水道宜伝の映画会を開いたり、さらには申込者を信州浅間温泉と善光寺に招待するなど、多大の苦心を払ったが、水道の普及は容易ではなかったという▼古い城下町大野では、天正の昔から本願寺清水のわき水を町に流した、いわゆる掛流し式水道を開発した。当時としては画期的な都市計画であった。以来ごく近年までそれが利用されて余りあるものがあつた▼が、近代工業の発達と技術文明の発展によってご多分にもれず都市化現象は大きく波及してきた。もう、戸ごとの地下水依存の生活用水確保は限界にきている。これに対処するには総合的なプロジェクトを組む以外に方途はない。洋の東西を問わず「水の経済学」は、いまや人類



数年前までは、水についてのマスコミの報道は、梅雨期から秋の台風期にかけての数カ月に集中して